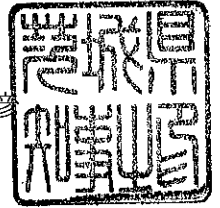


NPO 法人アサザ基金
代表理事 飯島 博 様

茨城県知事 大井川 和彦



質問書に対する回答について

日頃より、県行政の推進につきましてご理解を賜り御礼申し上げます。
さて 2019 年 2 月 26 日付けをもって提出がありました要請について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 茨城県は、東海第二原子力発電所の再稼働の検討にあたり、同発電所で事故が起きた場合に、霞ヶ浦に及ぼす影響について予測されているのでしょうか。
2. 茨城県は、東海第二原子力発電所の再稼働の検討にあたり、同発電所で事故が起きた場合に対応する霞ヶ浦での緊急対策実施体勢や汚染防止対策等を準備していますか。準備をされている場合は、その内容を示して下さい。

【回答】 1, 2 共通

国の防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、原子力災害が発災した場合には、国、地方公共団体、原子力事業者等は、放射性物質や放射線の放出による環境への影響の評価に資する観点から、緊急時モニタリングを実施することになっています。

県では、関係機関が連携し、迅速かつ効率的な緊急時モニタリングの実施を図ることを目的に、あらかじめ、県緊急時モニタリング計画を策定するとともに、緊急時モニタリングに使用する資機材の整備や維持管理を行っています。

原子力災害時には、国は、緊急時モニタリングセンターを設置し、県緊急時モニタリング計画を参照して、緊急時モニタリング実施計画を策定し、緊急時モニタリングを実施します。

具体的には、初期段階においては、概ね 30 km 圏内を中心とした空間放射線量率及び大気中の放射性物質の濃度、放射性物質の放出により影響を受けた土壌等の環境試料中の放射性物質の濃度等を測定します。

中期以降のモニタリングの在り方については、現在、国において更なる検討が行われているところです。

事態の一定の収束がなされた後においては、社会的要因を考慮した効果的な計画を立てて除染措置を講じるなど、環境中に放出された放射性物質等に対応することになっております。

(防災・危機管理部：原子力安全対策課)